

濫用等のおそれのある医薬品の指定の改正について

濫用等のおそれのある医薬品（※）については、厚生労働大臣により指定されています。今般、成分の見直しがあり、令和5年4月1日より適用されることとなりました。

本改正により総合感冒薬等、対象となる医薬品の範囲が拡大しています。販売時のルールを徹底していただくとともに店舗で取り扱っている当該医薬品の確認をお願い致します。

	改正後	改正前
1	エフェドリン	エフェドリン
2	コデイン	コデイン（鎮咳去痰薬に限る。）
3	ジヒドロコデイン	ジヒドロコデイン（鎮咳去痰薬に限る。）
4	プロモバレリル尿素	ブロムワレリル尿素
5	プソイドエフェドリン	プソイドエフェドリン
6	メチルエフェドリン	メチルエフェドリン （鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る。）

※上記成分、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤を言います。

【販売・授与時の確認等について】

- ① 医薬品の販売・授与に従事する薬剤師又は登録販売者は次のア～エまでに掲げる事項を確認すること。
 - ア 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとするものが若年者（高校生、中学生等）である場合は、当該者の氏名及び年齢
 - イ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとするもの及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局、店舗販売業等からの当該医薬品の購入又は譲受けの状況
 - ウ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量（原則として1人1包装単位（1箱、1瓶等））を超えて当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由
 - エ その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入・譲り受けであることを確認するために必要な事項
- ② 医薬品の販売・授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、①により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売・授与させること。

【特定販売を行っている薬局、店舗販売業】

- 新たに「濫用等のおそれのある医薬品」の対象となる医薬品について
インターネット等、特定販売において上記の①について、確認後の販売の体制が取れるように必要に応じてホームページの改修等を行ってください。
併せて、現在指定されている医薬品についても、販売ルールの徹底が出来ているか確認をお願いします。

【販売状況についてチェック】

- 取り扱っている全ての当該医薬品について全従業員が把握できる体制が整っているか。
- 相談時はもちろんのこと当該医薬品の会計時、資格者へ引継ぎができる体制が整っているか。
- 購入者が若年者である場合には、氏名・年齢を確認しているか。
- 他店からの購入状況を確認しているか。
- 2つ以上購入しようとする場合、購入者に理由を確認後に販売しているか。
- その他当該医薬品の適正な使用を目的としないおそれのある購入者への対応は適切か。
- （ネット販売のみ）販売前に、年齢、他店からの購入状況、複数個販売の際の確認等の体制が整っているか。